

民間認可保育所、小規模保育事業、事業所内保育事業、認定こども園(2号・3号認定)の保護者の皆様へ

令和元年10月から **幼児教育・保育の無償化** がはじまります。

保育料の無償化

3歳以上の入所児童の保育料が無償化

市民税非課税世帯の3歳未満の入所児童の保育料が無償化

3歳以上の入所児童	年度の4月1日現在年齢が3歳以上の児童です。 年度途中で3歳の誕生日を迎えた児童の場合、翌年度から無償化の対象です。
市民税非課税世帯の3歳未満の入所児童	年度の4月1日現在年齢が0～2歳の児童の場合、市民税非課税世帯(生活保護世帯、里親の世帯を含む)のみが無償化の対象です。

3歳未満の市民税課税世帯の保育料は？

現行とおり、保護者の市民税所得割額に応じた保育料を負担していただきます。保育料算定において、多子軽減や第一子無料化・軽減は10月以降も継続して実施します。

3歳以上の給食費

現在、3歳以上の給食費については保護者負担として、主食分(ご飯、パン)は実費負担又は現物持参、副食分(おかず、おやつ、牛乳等)は保育料の一部として納付していただいています。

令和元年10月以降も保護者負担であることは変わりませんが、次の点が変更となります。

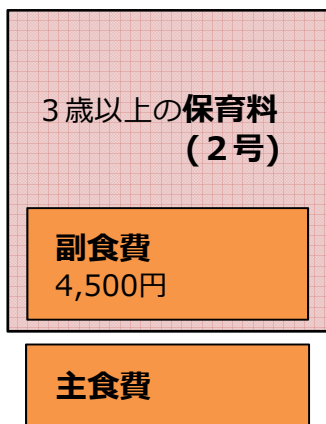
※3歳未満の給食費は保育料に含まれており、10月以降も変わりません。

- 副食費が保育料とは分離し、主食費と副食費を各施設が徴収します。
- 一定の所得階層未満の世帯等の副食費は免除されます。
なお、主食費の免除はないため、主食費は全員負担していただきます。

副食費の免除対象者

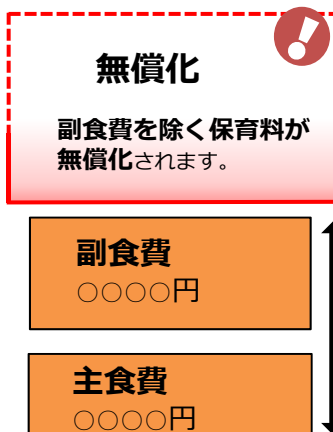
- ①ひとり親世帯以外 市民税所得割額57,700円未満の世帯
- ②ひとり親世帯等(ひとり親世帯及び身体障害者手帳等の交付を受ける者が同居する世帯) 市民税所得割額77,101円未満の世帯
- ③小学校就学前の認可保育所等に入所する兄弟が2人以上いる場合

～これまで～



保護者負担

～無償化後(令和元年10月以降)～



主食費・副食費の料金は各施設で設定します。

給食費は引き続き保護者皆様のご負担となります。